

令和7年7月7日
政 策 経 営 部

区内大学等応援補助事業の実施について

(付議の要旨)

区内大学等の活動を支援することでさらなる地域社会の発展を図るため、ふるさと納税を活用した区内大学等応援補助事業を実施することを決定する。

1 主旨

区内大学等の活動を支援することでさらなる地域社会の発展を図るため、ふるさと納税を活用した区内大学等応援補助事業を実施することを決定する。

2 大学における教育・研究活動を取り巻く概況

これまで区と大学との連携事業は、若者の投票率向上にむけた啓発事業や留学生による外国籍児童の日本語支援、まちづくりをテーマにした調査・研究活動、特別支援教育の専門家派遣、防災・災害対策の合同検討、多様な生涯学習など多岐にわたり実施され、様々な形で社会や地域に学術的な教育・研究活動の成果が還元されてきた。

各大学においては、これらを含めた経営資源獲得のため、独自の手法で寄附募集しているところだが、寄附者の多くが卒業生で占めていることや、大学単独での周知であることによる寄附者獲得の難しさ、自治体への寄附と比較して控除が少なく、大学への寄附が集まりにくいなどの現状があることが、この間の「大学学長と区長との懇談会」等で明らかとなった。

一方、一部の自治体では、大学が実施する公益的事業等に寄附を広く募るため、税制上、寄附者がより大きな控除が受けられる「ふるさと納税」の仕組みを活用した大学への支援の仕組みが構築されており、一定程度の効果があると報告されている。

3 区における区内大学等応援に係る基本的な考え方

地域課題の多様化・複雑化などにより、行政だけでの課題解決には限界があるなか、区内大学等の専門性を活かした教育・研究活動のさらなる発展・活性化による地域社会への貢献は引き続き重要であるため、区としても以下のメリットを念頭に、「ふるさと納税」の仕組みを活用した大学等応援補助事業を創設する。

- (1) ふるさと納税特設サイト等を活用することにより、区が各大学等の教育・研究活動を広く周知することができ、大学単独での周知よりも効果が高い。これまで寄附者の多数を占めていた卒業生に加え、各大学等の取組みに賛同し、新たに寄附する層の獲得につながる。
- (2) 寄附者にとっては大学に寄附するよりもふるさと納税の方が住民税等の控除額が大きい。
- (3) 寄附額の一部は区の歳入となるため、財源確保の一助となる。

4 事業の概要

(1) 補助対象者の要件

- ①学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学で、世田谷区内に本部、又はもしくはキャンパスを有すること
- ②学校教育法第1条に規定する大学で、世田谷区に隣接した場所にキャンパスを有し、かつ区長と連携・協力に関する包括協定書を締結していること
- ③外国の大学、大学院又は短期大学の過程を有し、当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設を設置した大学として文部科学省の指定を受けた者で世田谷区内に本部又はキャンパスを有していること。

【参考】上記に該当する区内大学等

大学等	区分
国士舘大学	①
駒澤大学	①
産業能率大学	①
昭和女子大学	①
成城大学	①
多摩美術大学	①
テンプル大学ジャパンキャンパス	③
東京医療保健大学	①
東京都市大学	①
東京農業大学	①
日本女子体育大学	①
日本体育大学	①
日本大学 文理学部	①
日本大学 商学部	①
日本大学 危機管理学部	①
日本大学 スポーツ科学部”	①
明治大学	②

(2) 補助対象事業

- ①区内において実施する大学の専門性を活用した区民等を対象とする生涯学習事業
- ②世田谷区内での地域課題解決につながる教育及び研究活動
- ③その他、大学の資源を活用した区の地域活性化に資する公益的事業

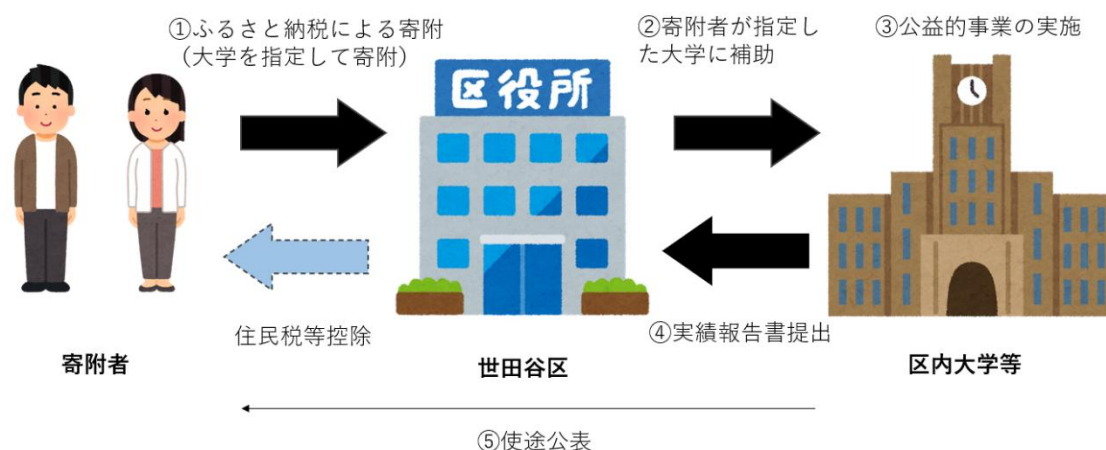
(3) 補助額

寄附者が指定した大学等へ寄附金額の7割を上限に補助する

※3割は区に残り、関連事務費用を除いた約2割が区の財源として活用を想定

※補助実績額が補助交付額に満たない場合は区に返還させ、区政全般に活用する

(4) 補助の流れ



(例) 令和8年度に補助を交付する場合の事業スケジュール

		寄附者	世田谷区	大学
令和7年	10～12月			① 事業募集
		② 応援したい大学を指定して寄附	③ 寄附金受領	
令和8年	2～3月		④ 補助金交付額の案内および 補助金交付申請受付開始	
	4～9月		⑤ 補助金交付（繰越明許）	
令和9年	3月			⑥ 実績報告
	5月			⑦ 大学HP等で使途を公表予定

(例) 令和8年度以降に補助を交付する場合の事業スケジュール

		寄附者	世田谷区	大学
令和8年	5～12月			① 事業募集 (5月以降)
		② 応援したい大学を指定して寄附	③ 寄附金受領	
令和9年	2～3月	基金の設置を検討	④ 補助金交付額の案内および 補助金交付申請受付開始	
	4月		⑤ 補助金交付（繰越明許）	
令和10年	3月			⑥ 実績報告
	5月			⑦ 大学HP等で使途を公表予定

(5) 返礼品の考え方

返礼品は原則設けないこととする。

5 概算経費

今年度は歳入・歳出ともに補正予算により計上し、補助金の交付は翌年度に繰越明許により実施。

歳入

寄附金 17,000千円

※寄附想定額（寄附想定額1,000千円×17大学等）

歳出

負担金補助及交付金 11,900千円

※寄附想定額1,000千円×17大学等×7割

6 その他

①補助交付額（寄附額×7割）に千円未満の額が生じた場合はこれを切り捨てる

②令和8年度以降も同様の手続きとするが、当初想定した事業規模以上の寄附が集まる場合、基金等の設置を検討する。

7 今後のスケジュール（予定）

令和7年 7月 企画総務常任委員会報告

10月 寄附募集開始

令和8年 2月 第1回区議会定例会にて最終補正予算案提案

3月 補助金交付手続き開始

大学への直接寄附とふるさと納税を活用した寄附 比較

大学に直接寄附した場合 ➡ (寄附額-2,000円) × 40%の税額控除^(※1)と住民税(基本)

例えば10,000円を寄附した場合…

$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 3,200\text{円分}$ の税額控除と住民税(基本)

※1 課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から、一定の金額を控除するもの。
多くの場合、税額控除の方が減税効果が多くなるため、税額控除で算出

ふるさと納税を活用した場合 ➡ 寄附額-2,000円の所得控除と住民税(基本)と(特別)

例えば10,000円を寄附した場合…

$10,000\text{円} - 2,000\text{円} = 8,000\text{円分}$ の所得控除と住民税(基本)と(特別)

大学に直接寄附した場合

***円

住民税の控除
(基本控除額)

所得税の控除
(寄附金控除)※2

自己負担2,000円

8,000円

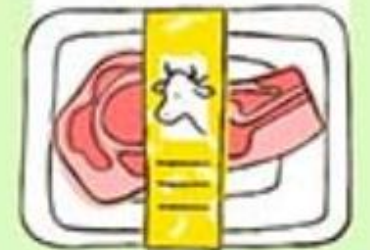
住民税の控除
(特別控除額)

住民税の控除
(基本控除額)

所得税の控除
(寄附金控除)

自己負担2,000円

+



返礼品

※2 寄附金控除＝所得控除

寄附金控除（所得控除）と所得税控除（税額控除）は、どちらか有利な方を選択することができる。

すべての寄附に対して選択できるわけではない。寄附先によって、選択できる控除が決まる。多くの場合、税額控除の方が減税効果が多くなる